

# 会則

TOKYO ZERO キャンペーン

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、TOKYO ZERO キャンペーンと称し、英文表記をTOKYO ZERO Campaign、略称をTZCとする。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、東京都千代田区麹町2-6-10 麹町フラッツ2階に置く。

(目 的)

第3条 本会は、2020年東京五輪の開催までに、まずは東京を「動物福祉先進都市」にし、不幸な犬猫をゼロに近づけていくことへの寄与を目的とする。

(活動および事業の種類)

第4条 本会は前条に掲げる目的を達成するため、次の活動および事業を行う。

- (1) 動物福祉に関する意識啓発のためのオンライン、オフラインでの情報発信
- (2) 署名集めなどにより市民の声を政治に伝えるロビー活動
- (3) 本会の理念の伝達につながる物品販売および広告等の事業
- (4) その他、本会の目的の達成のために必要な活動および事業

## 第2章 役 員

(種別)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 代表理事（1名）
- (2) 副代表理事（1～2名）
- (3) 理事（1～4名）
- (4) 監事（1～2名）

(選任等)

第6条 理事及び監事は、理事会において選任する。

2 代表理事及び副代表理事は、理事の互選による。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等内の親族が含まれてはならない。

(職 務)

第 7 条

代表理事は、本会を代表し、その業務を総理する。

2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき又は副代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この会則の定めまたは理事会の議決に基づき、本会の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) 本会の財産の状況を監査すること。

(3) 理事の業務執行の状況又は当会の財産の状況について、理事会で意見を述べること。

(任期等)

第 8 条

役員任期は、1年とし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解 任)

第 9 条 役員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の議決により、これを解任することができる。

1 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

2 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

## 第 4 章 会 議

(種 別)

第 10 条 本会の会議は、理事会のみとする。

(理事会の構成)

第 11 条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第12条 理事会は、この会則に別に定める事項のほか業務の執行に関して議決する。

(理事会の開催)

第13条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第14条

理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第15条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

(理事会の議決)

第16条 理事会における審議事項は、あらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第17条 各理事の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第18条 理事会の議事については議事録を作成しなければならない。

(事業年度)

第19条 当会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第20条 当会の事業計画及びこれに伴う予算、決算は、毎事業年度ごとに代表理事が作成し、理事会の議決を経なければならない。

#### 第4章 会則の変更、解散及び合併

第21条 本会が会則を変更しようとするときは、理事会に出席した役員の3分の2以上の多数による議決を経なければならない。

#### 第5章 事務局

(事務局の設置)

第22条 本会に、本会の事務を処理するため、事務局を設置することができる。事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

(職員の任免)

第23条 事務局長及び職員の任免は、代表理事が行う。

(組織及び運営)

第24条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

以上

この会則は TOKYO ZERO キャンペーンのものに相違ありません。

東京都千代田区麹町 2-6-10 麹町フラッツ 2階  
代表理事 藤野真紀子